

# 三木町農業委員会

令和4年5月 定例会議事録

# 三木町農業委員会

## 令和4年5月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和4年5月24日

(会議時間) 14:50～15:29

(開催場所) 三木町防災センター 第1研修室

(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 17名

1番	松田	隆雄
2番	香西	茂知
3番	古市	哲
4番	藤澤	勇一
5番	鎌倉	茂雄
6番	溝渕	常雄
7番	川田	正憲
8番	鈴木	勤
9番	小川	正則
11番	高重	浩二
12番	白井	敏雄
13番	吉原	博
14番	中川	詰郎
16番	岡田	久
17番	鎌倉	守
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 2名

10番	鎌倉	博之
15番	横山	良秀

事務局

1. 平井元事務局長
2. 横山賢一課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
- 報告第1号 使用貸借返還通知について

14時50分 開会

- 事務局 それでは、只今から5月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。本日、鎌倉博之委員、横山良秀委員から欠席のご連絡が入っております。今月の定例会は、ご案内いたしました通り、農地法関係議案等5件と、農用地利用集積計画についてそれぞれご審議をお願いします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、小川委員と高重委員にお願いします。それでは会長よろしくをお願いします。
- 会長 それでは、ただいまより定例会を開会いたします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について
- 【番号1から番号4について朗読（別紙、議案書のとおり）】
- 会長 ありがとうございます。それでは地元委員さんからの補足説明をお願いします。
- 会長 私の地区でありますので（私から）。1番、2番は農地の交換となります。お互いに作業が楽になるということで、話がまとまったそうです。
- 副会長 3番につきましては親子でございまして、一括贈与ということで許可いたしました。このように生前一括贈与を行うと、遊休農地の防止になると思っております。また、相続による問題もなくなるのではないかと思っております。よろしくをお願いします。
- 鎌倉茂委員 4番であります。労力不足によるものと、経営規模の拡大によるものであります。この農地は一枚地で、広い田んぼでありますので、問題ないと思います。
- 会長 はい。ありがとうございます。議案第1号の関係でご質問ございますか。よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第1号について承認の方は挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 満場一致で承認されました。では続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について
- 【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】
- こちらにつきましては令和3年11月頃に造成がなされており、今般その無断転用の是正をはかるものでございます。当該申請につきましては、無断転用になりますが、始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。以上、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 はい。えー、現地調査の結果報告をお願いします。
- 小川委員 それでは、現地調査の結果報告を行います。5月分の農地法関連の申請について、去る

令和4年5月13日の午前9時から4条申請1件につきまして、会長、副会長、私小川、事務局2名の計5名及び担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の排水方法について確認をいたしました。その中で問題となったのは4条申請、番号1です。こちらにつきましては、すでに造成がなされておりましたが、始末書が添付されておりました。以上で現地調査の報告を終わります。

会長 それでは地区担当の農業委員の方で補足することがありましたらお願いします。

香西委員 農免道路、川人病院から東に行ったら下根建設の事務所の下側の場所でありまして、議案書にも書いてありますように、農業用施設、農機具を入れたり事務所部屋を作ったりするそうでございます。最初から計画なさっておったそうです。農地を保全しての状況であります。以上です。

会長 はい、ありがとうございます。この件について、ご質問ございますか。よろしいですか。それでは議案第2号、農地法第4条の件について、採決いたします。承認する、という方の挙手をお願いいたします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第3号、基盤法による農用地利用集積計画について、事務局からの説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。11番より説明いたします。

【番号11から番号17まで朗読(別紙、議案書のとおり)】

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい。今月は若干少なめですが、農業委員の方は直接情報が入ってなかろうと思います。確認をお願いします。それでは質問はありませんか。

松田委員 16番の方は、新規の方ですか。いままで農業はされたことがない人ですか。

事務局 はいそうです。ハウスを設置される、ということだそうです。

松田委員 ハウスを建てられるのですか。

事務局 はいそうです。アスパラガスを栽培されるためのハウスを設置する予定です。

副会長 契約期間が15年なのは年齢のせいですか。ハウスの寿命からみたら、15年ではまだまだ倒れんで。

会長 15番のほうが、どうなんですか。高知の方だけど。

事務局 いままでは農地機構を通さずに相対契約で■■■■と契約をしておりまして、任期満了に伴い今期改めて農地機構と契約することとなりました。これまでも、平成29年ごろ

から契約を行っておりました。

会長 そういうことなんですね。

松田委員 新規就農で始めて反5万円というのは高くないですか。収入が安定していない時期から5万円は高いと思いますが。農地機構はそのあたり指導しないのかな。

事務局 圃場整備している農地でもあるし、近辺で苺栽培をされている方もおられるので、地域の実情に合わせて賃料を設定していると聞いております。

鈴木委員 経営が順調にいけば問題ないけれどな。

会長 私の地区なんで、よくチェックしておきます。ほかにありませんか。じゃ、採決に移ります。利用集積計画について、承認される方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認ということでございます。それでは報告第1号ですね。事務局をお願いします。

事務局 失礼いたします。報告議案について説明させていただきます。議案書の9ページをご覧ください。報告第1号使用貸借返還通知についてです。こちらは、先程の3条申請番号1、2の申請に伴うものであります。

【番号1について朗読(別紙、議案書のとおり)】

以上になります。

会長 ありがとうございます。それでは、今月の議案は以上でございます。事務局よろしく。

事務局 常設審議委員会のご報告をお願いします。

会長 それでは、常設審議委員会の審議報告を行います。令和4年4月分でございます。農地法第4条香川県は1件で2683.05㎡。三木町は0件です。農地法5条香川県が19件で108,671.58㎡。三木町は5件。24382.00㎡ですね。以上でございます。それではその他で、なにかありますか。

藤澤委員 先程、会長さんから下限面積が廃止にあると言われてましたね。どうなるんですか。

会長 えー、まだ新聞紙上に掲載されただけで、具体的にどうなるかははっきりとは示されてないです。これからですね。他にないですか。それでは事務局にお返しします。

事務局 それでは閉会にあたりまして、溝渕副会長様よりご挨拶よろしくおねがいします。

副会長 長時間に渡る慎重審議、誠にありがとうございました。来月もよろしく申し上げます。

15:29 閉会